

## 返戻金制度について

### ◆返戻金制度に関する事項

・人材紹介料支払いの対象となる採用決定者が、入社後解雇又は自己都合により退職に至った場合、退職の時期に応じて、受領した人材紹介料の一部を、下記の表に従い求人者へ返還するものとします。

| 退職時期              | 返還する人材紹介料 |
|-------------------|-----------|
| 入社後 1 ヶ月未満        | 80%＋税     |
| 入社後 1 ヶ月から 2 ヶ月未満 | 60%＋税     |
| 入社後 2 ヶ月から 3 ヶ月未満 | 50%＋税     |

・前項により返還すべき人材紹介料は、当該採用決定者の退職日又は解雇日の属する月の翌月末日までにお支払いいたします。

・求人者が各種労働関連法令に違反する行為を行ったことを理由として、採用決定者が自己都合により退職した場合には、人材紹介料を返還しないこととします。

・本制度の詳細・適用については、各求人者との契約により、上記とは別の定めをする場合があります。

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 許可番号    | 1 3 - ユ - 3 0 2 6 3 6        |
| 事業者の名称  | 株式会社エフ・オー・プランニング             |
| 事業所の所在地 | 東京都目黒区下目黒 1 - 1 - 1 1 目黒東洋ビル |